香川県営業時間短縮協力金(第3次)【申請受付要項】(概要)

【受付期間】

令和3年6月10日(木)から令和3年7月26日(月)まで(当日消印有効)

【受付方法】

- ・申請書類は、<u>簡易書留など送達が確認できる方法で**郵送**</u>してください。
- ・感染拡大防止の観点から、<u>営業時間短縮協力金事務局や県庁への**持参による申請**</u> はできません。

<宛先> 〒760-0017 高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル2階 香川県営業時間短縮協力金(第3次)事務局 宛

≪郵送前にご確認ください≫

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類の入手方法】

香川県のホームページ (https://www.pref.kagawa.lg.jp/) の 「キーワードから探す」で「営業時間短縮協力金 第3次」を検索して、必要書類をダウンロードして下さい。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター(東讃・小豆・中讃・西讃)、 市町の商工担当課でも申請書類を配布しています。
- ※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県 営業時間短縮協力金(第3次)コールセンター」までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

香川県営業時間短縮協力金(第3次)コールセンター 🗗 087-825-5535

開設期間: 令和3年6月10日(木)~7月26日(月) 9時~17時30分(平日のみ)

協力金の不正受給は犯罪です!! 適正な申請をお願いします。

この協力金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金全額の 即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合が あります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項・・・・P. 1 ~P. 18

記載例····P. 19~P. 40

香川県営業時間短縮協力金(第3次)【申請受付要項】

令和3年6月9日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、香川県が行った、令和3年5月12日(水)午前0時から5月31日(月)午後12時までの営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じていただいた飲食事業者の皆様に対し、香川県営業時間短縮協力金(第3次)(以下「協力金」という。)をお支払いするものです。

2 支払い対象・支払い要件

【支払い対象】

香川県内において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主の方が対象です。

ただし、支払い対象外となる場合がありますので5ページをご覧ください。

【支払い要件】

- ・ 令和3年5月12日(水)午前0時から5月31日(月)午後12時までの営業時間短縮の協力要請期間を通して(※)、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供は午後7時までとしたこと(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は対象となりません。)
 - ※ 1日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。営業時間短縮の協力要請に応じて臨時休業とした場合は、定休日や予め決めていた店休日を除いて対象となります。
- 申請する店舗すべてで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること

3 支払い額

- ・ 第3次の営業時間短縮協力金に限り、協力金の支払い額は、対象となる店舗ご とに計算した協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額となります。
- ・ 店舗ごとの協力金の額は、次の方法で計算します。

「店舗ごとの協力金の額」 =

「1日当たりの協力金の額」 × 「時短要請に応じた日数」

※「時短要請に応じた日数」には、定休日や営業時間短縮の協力要請前に 店休日としていた日は含みません。

1日当たりの協力金の額の求め方

売	上高区分	前年又は前々年の	01日当たりの飲食業売上	高(税抜き)(※1)					
対象区分		8万 3,333円 以下	8万3,333円超 ~ 25万円以下	25 万円 超					
中小企業個人事業主	【売上高 方式】	2万5千円	2万5千円~7万5千円 <計算方法> 「1日当たりの 飲食業売上高 × 0.3」 (1千円未満は切り上げ)	7万5千円					
	【売上高 減少額 方式】		の飲食業売上高減少額 (※	(2) × 0.4 千円未満は切り上げ)					
大企業 【 売上高減	少額方式】	ただし、 「20万円」又は 「前年若しくは前々年の 1日当たりの飲食業売上高 × 0.3」(1千円未満は切り上げ) のいずれか低い額が1日当たりの上限額							

(※1)「飲食業売上高」は、飲食業以外の事業や営業時間短縮の要請の対象と ならない事業(テイクアウトや物品販売等)に関する売上は除いて計算し てください。

ただし、次の場合には、これらの飲食業以外の事業等の売上について、 飲食業の売上高に含めて計算することも可能です。

- ①飲食業以外の事業が、飲食業に付随する小規模のものである場合
- ②飲食業を行わなければ単独で成立しがたいものである場合等により、当該飲食業と切り離して当該飲食業以外の事業を単独で行うことが困難であり、飲食業に対する営業時間短縮要請等の影響を必然的に受ける場合
- (※2)「1日当たりの飲食業売上高減少額」は、前年又は前々年の「飲食業売上 高を参照する期間」における1日当たりの飲食業売上高から、本年の「時 短要請期間」における1日当たりの飲食業売上高を控除して計算します。

「飲食業売上高を参照する期間」と「時短要請期間」の組み合わせは、次の $(1)\sim(4)$ のいずれかとなります。

	選択方式	飲食業売上高を参照する期間	時短要請期間		
1		令和2年5月	人和力欠月日		
2	月単位方式	令和元年5月	令和 3 年 5 月 		
3	時短要請期間方式	令和2年5月12日から5月31日まで	令和3年		
4	时应安朗期间刀八	令和元年 5 月 12 日から 5 月 31 日まで	5月12日~5月31日		

例外として、以下の方法で1日当たりの飲食業売上高を計算することも可能です。(特例適用)

【平均方式(年間売上高による申請)】 ※中小企業・個人事業主のみ

- 前年又は前々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合、例外的に次の方法で1日当たりの飲食業売上高等を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。
- ・店舗ごとの年間の飲食業売上高 = 事業者全体の飲食業売上高 ÷ 店舗の数
- ・<u>1日当たりの飲食業売上高</u> = <u>店舗ごとの年間の飲食業売上高</u> ÷ <u>年間の日数</u> (休業日(定休日などの店休日)を除く)

【新規開店特例】 ※大企業を含む

〇 時短要請月(5月)を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年又は 前々年の飲食業売上実績が無い場合は、例外的に次の方法で1日当たりの飲食 業売上高を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。

売上高を参照する期間の1日当たりの飲食業売上高

= 開店の日から時短要請期間の開始日の前日(5月11日)までの期間の 飲食業売上高の合計 : 同期間の営業日数(休業日を除く)

【合併・法人成り・事業承継特例】

○ 合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する 前年又は前々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があ ると認められる場合には、前年又は前々年の飲食業売上高を用いて1日当たり の協力金の額を計算することを認めます。

【罹災特例】

○ 前年又は前々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々年の時短要請月(期間)の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の額を計算することを認めます。

【中小企業、個人事業主の方へ】

前年又は前々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高(税抜き)が、8万3,333 円以下であれば、売上高方式で算出した、1日当たりの協力金の額は、2万5千円 です。

1日当たりの協力金の額が2万5千円の申請の場合には、売上高計算シートの作成や売上台帳等の写しの提出は不要です。

なお、第3次の営業時間短縮協力金に限り、協力金の支払い額は対象となる<u>店</u> <u>舗ごとに計算した協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額</u>となり ます。

【中小企業の定義について】

中小企業基本法第2条の規定により、次の表のとおり、その事業者が営む主 たる事業の区分に応じ、資本金と従業員数で判断します。

なお、個人事業主は中小企業と同じ取扱いです。

業種(具体例)	① 又は ②の いずれか を満たせば中小企業								
未僅(六件/切	①資本金	②常時使用する従業員							
サービス業 (宿泊業、マージャン店、カラオケ店など)	5 000 TH NT	100人 以下							
小売業 (飲食店)	5,000 万円 以下	50人 以下							

- ※ 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の考え方については、労働基準 法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として おり、次の者は「常時使用する従業員」には含みません。
 - 会社役員及び個人事業主本人
 - ・日々雇い入れられる者(1か月を超えて引き続き使用された場合は算入する)
 - ・2か月以内の期間を定めて使用される者(契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する)
 - ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者(契約で定めた期間を 超えて引き続き使用された場合は算入する)
 - ・試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用された場合は算入する)

【支払い対象外となる場合】

以下の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する事業者は、協力金の支払い対象と なりません。

- (ア) 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- (イ) 香川県補助金等交付規則第5条の2各号(※)に掲げる者
- (ウ) (ア)、(イ) に掲げる者のほか、支払いをすることが適当でないと知事 が認める者
 - (※) 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

以下の(エ)~(ク)のいずれかに該当する店舗は、協力金の支払い対象と なりません。

- (エ) 既にこの協力金(第3次)の支払いを受けた店舗(この協力金(第3次)の支払いは1店舗につき1回に限ります。同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても、複数回の申請はできません。)
- (オ) 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- (カ) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りを営業 の主体としていると認められる店舗
- (キ) 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行 う店舗
- (ク) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

4 申請に必要な書類(提出書類)

申請書類は、A4の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

(1)香川県営業時間短縮協力金(第3次)申請書(第1号様式) 【記載例 P. 19~20】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- ・手書きの場合、ペン又はボールペンで記載してください。(消せるボールペンは不可。)
- ・複数の店舗において支払い要件を満たした場合、店舗ごとに「別紙1」から「別紙3」を作成し、全店舗分をまとめて記載して提出してください。
- ※特例適用時は「別紙4」から「別紙6」までのうち該当するものを作成し提出してください。

(2) 店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について (別紙1) 【記載例 P. 21~23】

- ・店舗ごとに作成してください。
- ・「別紙1」で算出した日数を基に、「別紙2」又は「別紙3」を用いて協力金申請額を計算し 提出してください。
- ※特例適用時は「別紙4」から「別紙6」までのうち該当するものを作成し提出してください。
- (3) 売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)以下の場合(協力金の額が1店舗1日当たり2万5千円の場合)に必要となる書類(中小企業、個人事業主)【記載例P.24】
 - ・店舗ごとの協力金申請額計算(別紙2)
- ※1店舗1日当たりの協力金の額は、2万5千円となります。なお、第3次の協力金に限り、協力金の支払い額は、対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額に、その額の 1割を加算した額となります。
- (4) 売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)を超える場合に必要となる書類(中小企業、個人事業主)【記載例P.25】

(月単位方式を選択する場合)

- ・店舗ごとの協力金申請額計算(別紙2)、売上高計算シート①
- ・前年又は前々年の5月の飲食業売上高が確認できる<u>売上帳等</u>の写し及び**その売上を申告した 確定申告書**の写し
- ・上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。)

上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次の協力金の申請の際に 同じものを提出している場合は省略することも可能です。

その際は、チェックリストの当該書類の省略欄(★印)に、☑を付けてください。

(時短要請期間方式を選択する場合)

- ・店舗ごとの協力金申請額計算(別紙2)、売上高計算シート①
- ・前年又は前々年の5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できる<u>売上帳等</u>の 写し及び**その売上を申告した確定申告書**の写し

・上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。)

上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次の協力金の申請の際に 同じものを提出している場合は省略することも可能です。

その際はチェックリストの当該書類の省略欄(★印)に、☑を付けてください

※確定申告書の写しについては「(9) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し」を参考 にしてください。同じものとなる場合は、1部提出してください。

(5) 売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合に必要となる書類 (4) に加え、これら書類の提出が必要です。【記載例 P. 26】

(月単位方式を選択する場合)

- ・店舗ごとの協力金申請額計算(売上高減少額方式)(別紙3)、売上高計算シート②-1、 ②-2
- ・本年5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- ・上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。)

(時短要請期間方式を選択する場合)

- ・店舗ごとの協力金申請額計算(売上高減少額方式)(別紙3)、売上高計算シート②-1、 ②-2
- ・本年の5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- ・上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の写しで 確認できる場合には不要です。)

(6)(個人事業主の場合のみ)本人確認書類の写し

- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)に記載の住所が、申請者の現住所と 一致する書類の写しを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。
- ・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。
- ※マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

第1次又は第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略すること も可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、☑を付けてください。

(7)協力金の振込口座の通帳等の写し

- ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当 該個人名義の口座に限ります。
- ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が 記載されたページの写しを写真等貼付台紙に貼付してご提出ください。インターネットバ ンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

第1次又は第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略すること も可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、☑を付けてください。

(8) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し

- ・食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証(※)の写しを提出してください。
 - (※) 営業許可証の期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効であることが必要です。
- ・複数店舗の申請をする場合、店舗ごとの営業許可証の写しを提出してください。

第1次又は第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略すること も可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、☑を付けてください。

(9) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し

税務署等に提出した以下の書類の写しがそれぞれ必要です。

(税務署等の受付印の有無は問いません。)

第1次又は第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略すること も可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、☑を付けてください。

【法人の場合】

(県内に主たる事務所を有する法人)

- ・法人税確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)の写し【P.13~14 参照】
- ・法人事業概況説明書(1頁~2頁)の写し【P.15参照】

(県外に主たる事務所を有する法人)

・香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の 写し【P.16 参照】

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」の写し

【個人事業主の場合】<u>※マイナンバーの部分を全て黒塗りしてください</u> (青色申告の場合)

- ・所得税及び復興特別所得税の申告書 B (第一表) の写し【P.17 参照】
- ・所得税青色申告決算書(1頁)の写し【P.18上表参照】

(白色申告の場合)

- ・所得税及び復興特別所得税の申告書B(第一表)の写し【P.17参照】
- ・収支内訳書(1頁)の写し【P.18下表参照】
- ※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し
- ※所得税の確定申告が必要とされていない場合は、「令和3年度分市民税・県民税申告書」 の写し

(10) 申請店舗の外観・内観の写真等

・申請しようとする店舗で営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が 確認できるものを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。

- ・1枚の写真で下記のうち複数の項目が確認できる場合は、1枚の写真を複数項目の写真と して共用いただいて結構です。(例:店舗の外観と営業時間短縮の貼紙、酒類の提供時間が 1枚の写真で確認できる場合等)
- ①店舗の外観の写真(営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの)
- ②店舗の内観の写真(営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの)
- ③営業時間短縮の状況(貼紙を掲示したもの等)がわかる写真、ホームページや SNS の印刷、チラシ等
- ④酒類の提供時間(貼紙を掲示したもの等)がわかる写真、ホームページや SNS の印刷、チラシ等
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン(業種別ガイドライン)等の遵守を確認できる写真(ガイドラインの遵守を宣言する貼紙の掲示など)

(11) 誓約書 (第2号様式) 【記載例 P. 30】

・誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

(12) (該当者のみ)飲食店等営業許可証に係る申立書(第3号様式) 【記載例 P. 31】

- ・申請者と飲食店等営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、申立書を添付して ください。
- ・申立書には申請者と飲食店等営業許可証を受けた者の両者が自筆で署名をしてください。
- ・複数店舗の申請をする場合、両者が異なるすべての店舗について申立書が必要です。

(13) (該当者のみ) 平均方式 (年間売上高による申請) (別紙4) を用いる中小 企業・個人事業主の場合に必要となる書類【記載例 P. 27】

- ※ 前年又は前々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合に例外的に用いる方法であり、中小企業・個人事業主のみが利用可能です。
- ・店舗ごとの協力金申請額計算(平均方式(年間売上高による申請))(別紙4)
- ・前年又は前々年の年間売上高や店舗数が確認できる書類を添付してください。
- ・上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの

(14) (該当者のみ) 新規開店特例 (別紙5) を用いる場合に必要となる書類 【記載例 P. 28】

- ※ 時短要請月(5月)を基準に、開店後1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の売上 実績が無い場合に例外的に用いるものです。
- ・店舗ごとの協力金申請額計算(新規開店特例)(別紙5)、売上高計算シート③
- ・開店から5月11日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- ・上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの
- ・時短要請月を基準に開店後1年未満である事実が確認できる資料の写し
- ・ただし、協力金の額が、1店舗1日当たり2万5千円の場合は、「売上高計算シート③」、「売 上帳等の写し」、「休業日が確認できるもの」の提出は必要ありません。

第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。 その際は、チェックリストの当該書類の省略欄(★印)に、☑を付けてください

(15) (該当者のみ) 合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書(別紙6) を用いる場合【記載例 P. 29】

- ※ 事業承継により営業を継続しており、申請者(時短要請月の店舗の事業者)と参照期間の 事業者が異なる場合に例外的に用いるもの
- ・合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書(別紙6)
- ・合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
- ・法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
- ・事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し

(16) (該当者のみ) 罹災特例を用いる場合

- ※ 前年、前々年において、店舗に震災、風水害、火災等の影響があった場合に、特例として 前々々年の時短要請月(期間)の飲食店売上高を用いる方法
- ・(4)、(5)の「前年、前々年」を「前々々年」に読み替えて適用しますので、様式等は(4)、(5)のものを用いてください。
- ・売上高方式を選択する場合、売上高計算シート④
- ・売上高減少額方式を選択する場合、売上高計算シート⑤-1、⑤-2
- ・上記以外に、市町役場が発行する罹災証明書の写しを添付してください。

(17) チェックリスト【記載例 P. 32~33】

・提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。

5 申請書の審査

・ 県が実施している「飲食店従業員向け新型コロナウイルス一斉 PCR 検査」を 受検し、検査結果報告書を受け取り済みの場合は、協力金申請書右上のチェック 欄をチェックし、検査結果報告書に記載されている「受付 ID」を記入してくださ い。優先的に審査を行います。

ただし、申請書等に不備がある場合、審査に時間を要することがあります。

- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく 場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類がそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果、協力金の支払い又は支払わないことが決定したときは、 支給又は不支給に関する通知を、申請書の所在地又は住所あてに送付します。
- ・ 一度支払いを決定した協力金については、計算方法を変更するなどして、後日、 金額を修正するなどの再申請を行うことはできません。

6 協力金の支払い

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間 を要する場合があります。
- ・ 協力金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワ ケンサンジジタンキヨウリヨクキン」とする予定です。

なお、協力金の支払いは、県から事務局(運営事業者)を通じて行います。

7 関係書類の保管等

・ 協力金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高を証明 する書類(例えば、会計伝票やレジの日計表等)を5年間保管し、県から提出等 の求めがあったときはこれに応じてください。

飲食店従業員向け

新型コロナウイルス一斉 PCR 検査実施について(概要)

6月1日以降は 2回目の申込み が可能です。

目 的

● 県による営業時間の短縮要請の対象となる飲食店の従業員の方を対象として、一斉 PCR 検査を実施することにより、感染症の拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大の防止につなげる。

実施概要

●申込期間: 令和3年4月15日(木)8時30分~6月14日(月)(14日は17時30分まで)

●対象者 : 県による営業時間の短縮要請の対象となる飲食店の従業員

10,000人(先着順)

(県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗(小売りを主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く)の従業員で無症状の方)

※営業時間の短縮要請として、①営業時間は午前5時~午後9時まで(5月12 日~5月31日は午後8時まで)とし、②酒類の提供は午後8時まで(5月1 2日~5月31日は午後7時まで)とすることをお願いしています。

※営業時間短縮の実施の有無は問いません。

※検査は強制ではありませんが、対象者は積極的に検査を受けて下さい。

●検査方法: 唾液を用いたPCR検査(自己採取)

●検査費用: 無料(県が全額負担)

●申込方法: 県 HP に掲載している申込書に、必要事項を記入して県が指定

する申込先に提出

お問い合わせ先:(申込書の受付に関すること)

申込受付事務局 087-868-3994 (4/15 から開設)

URL: https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/20210415.html



検査の流れ

事前申込

・飲食店の店舗ごとに検査を受ける従業員の人数をとりまとめて、県が指定する申込 先に申し込んでください。(個人ではなく、店舗として申込ください。)

キット 送付

- ・申込順に検査業者に検体キットを送付するよう依頼します。
- ・検査業者から直接、店舗に必要数の検体キットが送付されます。

検体 採取 ・各店舗において、従業員各自で唾液の採取を行います(自己採取)※適切に採取するため、検体採取時は必ず説明書等をご確認ください。

・店舗ごとに採取した検体をとりまとめて検査業者に提出してください。 ※検体キット受取りから、3日以内に返送してください。また、効率的な検査の観点から可能な限り、一度の提出で店舗の検査申込者全員の検体の提出をお願いします。返送は郵便局窓口にて行ってください。コンビニエンスストアの窓口ではお取扱いできませんので、御注意ください。

検体提出

結果

通知

- ・検体提出後、3~4**日程度を目安に**各店舗および県に検査結果が通知されます。
- ・陽性だった場合は保健所に連絡し、保健所からの指示に従ってください。

※ 今回の検査は、検体を採取した時点での感染状況を確認するものです。結果が陰性だとしても気を緩めることなく、日頃の感染対策や健康管理を継続してください。

添付書類の見本

- ●「4 申請に必要な書類(提出書類)」のうち、
- 「(9) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し」の見本は以下のとおりです。

【法人の場合】(県内に主たる事務所を有する法人)

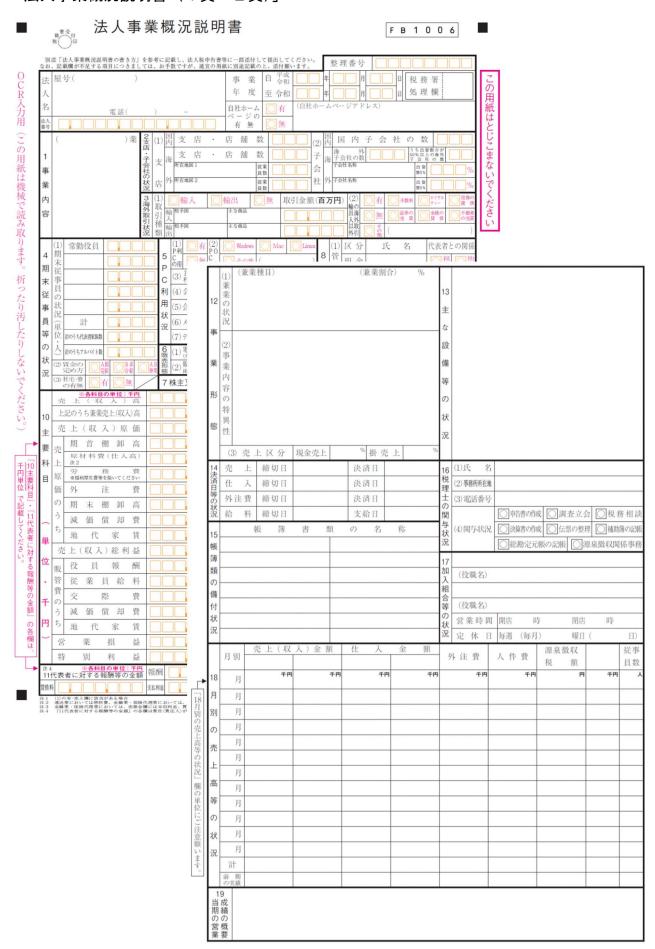
「法人税確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)」(青色申告の場合)

おして	務 受付 权 印	令和	年 月 日 税務署長殿	所 業 種 目	概 要 別 表	青色申告 一連 番号	
次元の			DO WIN EL DO		人は人物のない社団等情だの協議は人	税	
出版を表現	電	話()	-1	期末現在の資本全の 額又は出資全の額	円 非中小法人		月 日 十億 百万
19 19 19 19 19 19 19 19				200 000 000	注人のうち中か注人に該当しないもの ****		十隻百万
日東人名等	法人番号			旧納税恤及び	PINATE	申告年月日	
(大安石 住 所)			@				
中央	記名押印			泛 4	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定	the state pro-	
1988年度第4条のDD	住 所					人 中 関 関 修 正 法人報	
1	平成・令和 [] 年 [課税事業	年度分の地方	方法人税 申告書	送付要否	原明細書 (有) (無)
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		月	日(中間の言	申告の場合 † 算 期 間		の書面提出有 の2	世士法第33条 の書面提出有 有 円
(S3) + (S) + (S) (S)	(別表四「48の①」)				(Dit str. 1- () FG (()) 17		
(明文 ((53) + (54) + (55) Z				税		
(2) - (3) - (3) - (4) - (5) - (4) - (5) - (4) - (5) - (4) - (5)	・ (別表六(六)「4」) 5				(17) + (18)		
1) (2)-(3) ** 連結納税の承認を取り消された				授除した金額 (13)		
世	法人税額の特別控除額の加算額				第 (19) - (20) 21 + 1, 14 = 50 = 74 = 450		
世	電益 同上に対する税額 っ						
世	留課税留保金額。			00	税額の 同 上の4		
世	保同上に対する税額の				こ 所得税額等の還付金額 05		
世	E (Macientos)			00	中間納付額26		
10					(2 (13) - (14)		
接続性に基づく動大中音の 12 28 29 30 30 30 30 30 30 30 3	分配時調整外回稅相当額及U外回開係会社等 に係る控除対象所得稅額等相当額の控除額				一		
100 - (11) - (12) - (13) 14 14 15 15 16 17 17	仮装経理に基づく過大申告の 10				額 (25) + (26) + (27) 28		
中間申告分の法人秘報 15	(((10)-(11)-(12))と(19)のうち少ない全額)				甲で (60)		
中間申告分の法人税額 15	麦引所得に対する法人税額 1.4			0 0	修場 減少する還付請求税額 30 (65)		0 0
課税 素 所 (3 o 法) 代 (3 o 法)				0 0	(別表七(一)[4の計]+(別表七(二)[9] 31		
法司 (33) + (34) (35) (35) (37) (38) (38) (38) (38) (38) (38) (38) (38	差引確定 /中間申告の場合はその 法人税額 (税額とし、マイナスの (14) - (15) 場合は、(26)へ記入			0 0	翌期へ繰り越す欠損全叉は災害損失全 (別表七(一)「5の合計」) 32		
法司 (33) + (34) (35) (35) (37) (38) (38) (38) (38) (38) (38) (38) (38	課税 基準 所得の金額に対する法人税額 (4)+(7)+(10の外割 33				この中台による遠行金額 45		
株	一標の 税 課税 (第2 税 額 34) 2 計 (第2 税 額 (9)				こ申 こ 所得の金額に 対する法人税額 46		
(SS) 30 課税信保金額に係る地方法人税額 37 (S9) (S9)	人算 (33) + (34) 35				申で 申 課税留保金額に 対する法人税額 47		
(36) + (37) (37) (37)	(58) 30 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				がる 前 課税標準法人税額 48		000
(36) + (37) 30 (36) + (37) 30 (36) (37) 30	所得地方法人税額20						0 0
(別また)(21) の 4 0 (別表 (21) の 4 0 (別表	(36) + (37) 30 分配時間整外回報組出額及び外回問係会社等 に係る控制対象所得報解等組出額の控除額 20				剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	D Adm	
仮装経理に基づく過大時の 更正に伴う控除地方法人税額	外国税額の控除額40				後の分配又は		73 H
	信法公司に並ぶノ湯十中生の				遠す 銀 行	本店·支店	郵便局名等
中間甲谷分の地方法人税額 43	差引地方法人税額			00	11 る を全 農協・漁舗		
表引機定 (仲間中部の場合はその) 最所法人規模 (教服とし、マイナスの) (42) - (43) 場合は、(45)へ記入) 44	中国由生公の地方法人指額 43			0 0	よ「饭」口座	ゆうちょ銀行の	
56: 128 I.	4				う関係を	貯金記号香号	
	(44) - (49) 小田田 14 (49) へ成人/			ا لئات			

「法人税確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)」(白色申告の場合)

	務署受付		令和	年 税 オ	月 日 日	と	去人区	業種目	存成法員 人人等、	次の 大() 大() 大() 大() 大() 大() 大() 大()	表 語以外の公益法 、協同組合等又に	※ 人 よ	白色申告整理番号		1番:	.,		$\overline{}$	\neg
納税地						-	平業利		又は人	、格のない社団等	定の医療法	税	事業年度			年		H	
フリガナ)	**************************************	電話()	2.0 x 10.0000 10.000 10.000 10.000	_	8	末現在の資 又は出資	全の額			非中小法/	務	(至)		兆		十億	<u>_</u>	百万
去人名							引非区		_	ち中小法人に該当しない 定 会社 同族会	社 非同族会社	土署	売上金額	ļŲ		1年		H	
去人番号						٦ [,	1 64 50 11	72.70	1-1 /0	692 11.	1,10	ψl	中告年月日 通信日付印 7	2000年2000年2000年2000年200日	I de d		目形点	世 道 4	
フリガナ)							納税地					·m		TE BO HI	77	H /C	/4J 181 /C	18 57 5	
代表者 C名押印					(F)		124 / 4		貸借)	対照表、指益計算制	F、株主(社員)	埋	4 7 0	月	告告		分	Ш	
代表者 主 所						ž	於付書	· 類	本料成係	対照表、損益計算書 対照表、損益又は 対記 対記 対記 対記 対記 対 記 対 記 対 記 対 記 対 記 対 記	全処分表、物 (況書、組織再編 (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人)	定職に		期限後	傾	地 方法人稅		期限	後修
P成・令	和	年	月				度分の				申告書申告書	- 5	是年以降 送付要否	(要)	(香)	適用	領明細書の有無	便	(#)
令	和	年	月				告の場算期					ŧ	说理士法第 つ書 面 提		(1)		土法グの書面		
	又は欠損金額四「48の①」)	1		百万				1	控	所 得 税 (別表六(一)[6		Г	十億	百)	5		+		р
法 人		2							除税	外国和	額 10	F			T		十		H
去人税額	の特別控除額 六(六)「4」)	3							額	(別表六(二)	10	F		==	t		Ŧ	₩	H
(2	法 人 税 額	4							の e.t.	(17) + (1 控除した (13)	.0)	F			t		十	7	H
と人税額の 和	N認を取り消された ける既に控除された 特別控除額の加算額	5							計算	性除しきれなか・ (19) - (2		F			T		\pm	T	H
大二の二	地譲渡利益金額 三(二)[24]+別夷三)[25]+別表三(三)[20])	6				0	0		±	土地譲渡(別表三(二)	税 額 00	T			T		Ť	T	0
金 (22)	に対する税額)+(23)+(24)	7							地譲渡税額の内訳	同 (別表三(二の二	上 22	Ē		T	Ť		Ť	ī	0
見 (別	会額 保金額 表三(一)「4」)	8				0	0		祖の内部	同(別表三(三)	L 04	Γ		T	Ť		Ť	0	0
. 回上	に対する税額 表三(-)「8」)	9							20	所得税額等の選		Ī			Ť		Ť	ī	Ħ
						(0 0		申告に	中間納(15)-(1		Ī			T		T	ī	
(4) + (5)	税 額 計 ()+(7)+(9) 組含額及U外国関係会社等	10							よる	欠損金の繰りよる還付請	戻しに ₂₇	外			ī		$\overline{}$		
係る控除対象 別表六 (五の二)「	所得税額等相当額の控除額 7」+別表十七(三の十二)「3」)	11				L	_ _		還付金	計	28	外			-		_		
更正に伴	基づく過大申告の う控除法人税額	12				_	_ _		額・中の告	(25) + (26)	+ (27)	F		뉴	╬		+		
)) と(19)のうち少ない金額)	13				_ _	_ _		申で	正 (60) この申告によ すべき法人税 減少する還付		外			<u>.</u>				
	対する法人税額 1)-(12)-(13)	14					0 0		正音	(65)		L					_	0	0
	分の法人税額	15				(0 0	$\ $	(別表-	又は災害損失金等の: ヒ(ー)「4の計」+(別表 「は「21」又は別表モ(t(=)[9 31								
去人税額(14)-(15)は	場合は、(26)へ記入/	16					0 0			繰り越す欠損金又は 表 七 (一)「5の									
果税 基準法人	(4)+(5)+(7)+(10027年費)	33							この	申告による還(43)-(42)		外							\Box
税額	課税留保金額に対する法人税額(9)	34							こ申		金額に 人税額 46	F			t		\pm	╬	
算	(33) + (34)	35			ЩЦ	0	0 0		の告申で	申課税留保対する法	金額に 人税額 47	F		7	t		十	╦	H
	(30)	36				_ļ_			告あがる	前 課税標準2の (70	去人税額 18	F		T	T		0	0	0
	七 辻 1 新 郷	37				_	_ _		修場 正合	この申告によすべき地方法		Γ					Ť	0	0
(3)	相当額及び外国関係会社等	38		Ļ		_ _	_ _			金・利益余金の分配	の配当)の金額	Ī			Ī				
((調表大(五の二 4])) と (38)	(8)+(側裏+七(三の十二) のうちタない金額) 額 の 地 10 %	39				_ _			残余り	才産の最 令和 分配又は			· 决算	確定の日	令和	年	$\overline{}$	月	
(別表	六(二)[50]) #ペノ温士中生の	40				_ _				しの日						الــــانـــــــــــــــــــــــــــــــ	郵便局	名等	
更正に伴う	控除地方法人税額					_ _	_ _		還付を)	銀 金庫・組	行合		店·支店 張 所		預金			
	月 法 人 税 額9) - (40) - (41)	42				= -	0 0		を受ける金融	t l	農協·漁	協	4	x所·支所					
1 0000	かの地方法人税額	43				(0		1- 12	型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型			ゆうちょ銀行 貯金記号番	の 号		-			
差引確定(地方法人稅額(中間申告の場合はその	44					0 0		と等		し理欄			1					

「法人事業概況説明書(1頁~2頁)」



【法人の場合】(<u>県外</u>に主たる事務所を有する法人)

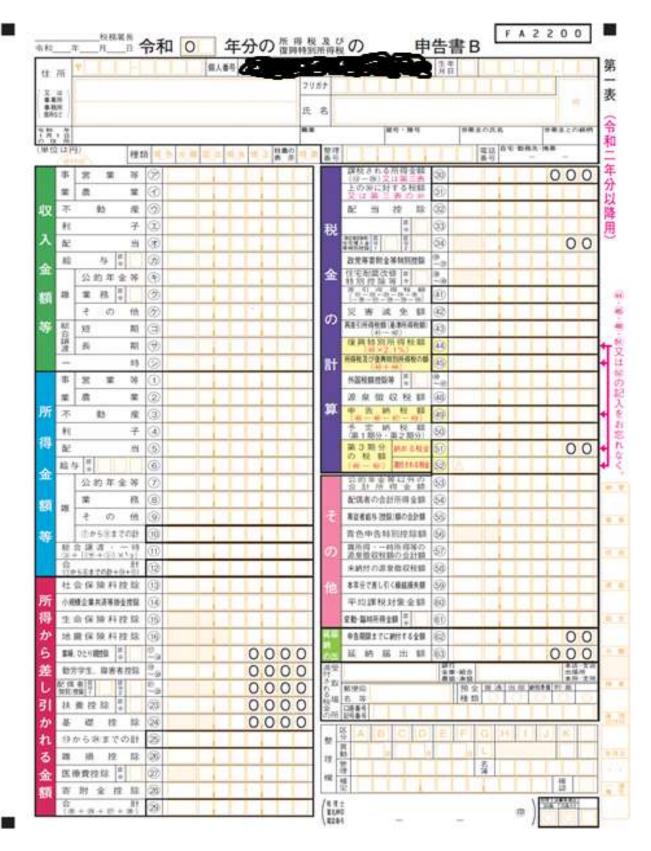
香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」

É	6川県県祝事務所に提出した「法」	八宗	大代 —	事未的	说:地方法人特别优雅足中古者」 ————————————————————————————————————						
			2000	25 N N N	□ □ 型 担 等 号 事業所等 管 差 書 号 ebi29						
Г	(受付印) 令和 年 月 日 L	_	位 人 蒙	*	本						
L	殿	<u></u>	<u> </u>		飛の 年 川 日 の修中、更 正 - 決 - 登による。 年 川 日 式 - 分配						
- 1	在 80				中東 様 日						
- 0	IFREST Martin 日本刊記) (電話			関本現在の費金金の額 5 + 世 03 + 円 用 又は出資金の金の銀 (実践日現在の費本金の額 又は出資金の額)							
	3 (* 0.)	VMII /									
- ⊢	(4500)				期末現在の資本金の額及び & +★ R2 サ H 資本準備金の額の合算額						
代式	救 者 名 印				別末現在の資本金等の額						
	今和	までの	の 事業年息 連結事	度分又は の 書 第年度分 の 態	有量 下製の 中告書 [※]						
事	描 要 課 税 標 準 数率	300	税	額	- (快遊秘匿金税服等) 法人製法の規定によっ ①						
菜用	(6) 例又は現象を	4	6; +9;	87 F	で計算した法人規模 男 場合の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本						
	全相 (00万円を架子が) -	+	+		0 法人税額の特別控除額 ②						
想	800万円以下の金額 8 000万円を組える	+	┿	0	76 THE CONTROL OF THE P. S.						
	金額 000 mm	+	┿		が大戦艦 の 経験的はA級以線器組入機 (5)						
2	軽減稅率不適用法人 ◎ 000	十	┼╌┼		0 2日上の面有所に多種目又は多種目 ⑥ 000						
10	サイヤル (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	7			※						
10	付加価格數® 000	7	R +m	EDV + 0	FI 清茶UN型の鉱中体配会						
3	****	7			「可以発展公式で、前子改定体子可能等を出版 スト権主義な事業が可能等を当動し事業						
3	資本全等の額 🔞 000	1.	R 110	EDE + 0	月 基別の法人総然の数の数 一						
4	双入金额総額 ③				仮装経理に基づく法人権 制御の控款額						
á	取入金額⊗ 000		E 19	EX + 0	<u> </u>						
_ F		3	44.	0	分の法人权限権						
18	○ 米 16 R IZ II R 一	0	┷┷	بلبلب	和牧条約の実施に係る法 人花剛盤の独陸部 この中告により続けずくき近人の						
	◎ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	6	┿		NAME 0-0-8 19 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11						
	東花園の在発展 (25) 1・13年版第2-0-0	65	┼┅┼	1 0	当等を有していた月費						
P		67 <u>.</u> 69 .	┿┿		の劇一既に前付の確定した(ロ						
6	0.3 t H 3 MH (M)	60	┿		都 この申告により動付 (G)						
特	指 要 課税標準 N#[٠,	税	額	この中告により納付すべの						
	付付に使る有別改人事業技術 は強力 佐人 侍 別 製 和 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	,	R +92	E137 + 0	き適所県民規権 ⑥+② □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
	入前に要る物別往人等業税額 は地方往人特別收割	Τ.	ŤŤ.	0	0 差 引 ◎-◎ ② 土印						
事業税又は	計特別法人事業税極又は地方法人特別税額(◎+◎)	8	T., I.	0	0 8年 数別区分の課税原準 ② 000						
44 S	人物的根据的控制部	⊛ _	<u> </u>	0	1 59 × 200 × 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
在多	以 按 2 位 人 特 医 机 数 1 位 1 位 1 位 1 位 1 位 1 位 1 位 1 位 1 位 1	⊗ .	↓ .		ロガ 市町村分の課料原作 ⑤ 000						
人前	[法人事實務數式中報] [15] (第3]編集第一的一部 [15]	0	ىلىىل	بلبيل	る作 耳上に対する特徴 ⑤パッポ ⑤						
(特別程)	差 (金一〇) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	_	-		型性 中間 結 付 額 ② 単						
19	全額(法人税の明編書(別表4の2付表)の(42)) ・ 場合の額又は例知品度組合額に質え! た影響般動器	@ 	┿┿		水 全種機関及び支払方法 口声を引(音通・点庫) 住人株の源末現在の資本全等の顧 月 十章 17万 子 月						
8	プログル が復興等別所得税額 被 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等	66	┿	4-4-	又は連載個演資本金等の額 法人概の高期の確定税額又は						
8	は 社会の観义は個別帰居益金額に算入した海外校査等	6	┿		, 連結法人税衡別帰属支払額 決 第 億 定 の 日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
3	(会 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課さ	6	╫	.,.,, .	類数の日・・						
Pos	日 10万円接入機関	60	1		残余新産の最後の分配又は引渡しの日						
15	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	8	1		中告領援の延長の延分(米変)の有無 事業拠 有・無 法人税 有・無						
3	CONTRACTOR OF THE CHIEF CHIEF CONTRACTOR OF TABLE	0	1,		法人税の中告書の種類 青色・その他						
		@			この中台が中期中台の場合の計算期間						
					受謝の中間章告の委否 妥・否 国外関連者の有無 有・無 一						

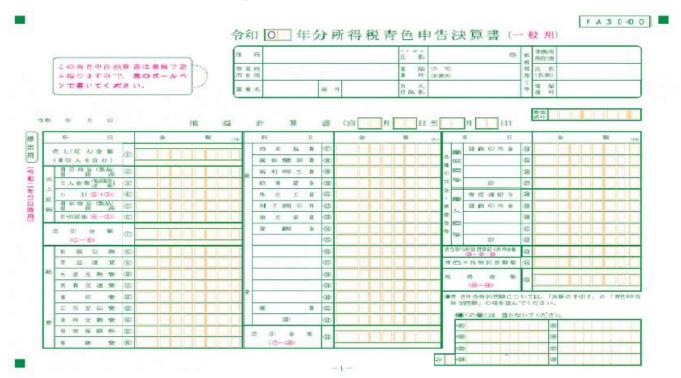
【個人事業主の場合】

「所得税及び復興特別所得税の申告書B(第一表)」

※マイナンバー(個人番号)の部分を全て黒塗りしてください



「所得税青色申告決算書(1頁)」(青色申告の場合)



「収支内訳書(1頁)」(白色申告の場合)



第3次 受付番号			第	付番	次号						
申請日	令和	(3)	}	年	6	月	10	日			
V	県が実施 PCR梅	~~~~~~~	~~~								
検査結果報告 書の受付 ID	受取済の場合は、左の□に✔を付けて、 受付IDを記入してください。										
0000000	※検査結果報告書の添付は必要ありません。										

下記協力金を申請済みであるため、チェックリストに記載のとおり、一部添付書類の提出を省略します。※下記の□に**✓**第1次協力金(4/7~4/20)を申請済

香川県知事 殿

香川県営業時間短縮協力金(第3次)申請書

香川県営業時間短縮協力金(第3次)支給要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

		所在地(主たる事務	= 7		0 -		0 0	0	香川	都·道府·集		高松		郡
		所の所在地)	〇〇町											
		フリガナ 	カブシ	キガ	イシュ	ママル.	マル							
		法人名	株式会	社〇	0									
		代表者職名	 代表取	締役	計長				リガナ	カガワ	フ タロ	ウ		
	法人	1 0 22 1 1 1 1 1	1012	1111 IX				代表	人 者氏名	香川	太郎			
申請	の場合	常時使用す る従業員数				2 5	人	貨	【本金			3, 000	, 000	円
申請者の種別		主たる業種	(いずれ 飲食)	_		でくだる その他		的に))
別(いずれ		法人番号 (13 桁)	1	2	3	4	5	6	7	8 9	0	1	2	3
れか		フリガナ	カガワ	/\	ナコ			担	当者	0.8	7-0		$\bigcirc\bigcirc\bigcirc$	\sim
かに記入		担当者氏名	香川	花	子			電	話番号		7 0			
入		担当者 メールアドレス	000	@0	000	D. OC). OC)						
		住所			_					都,道			市	· 🗵
		(<u>代表者の</u>	<u> </u>							府・児	!		7	郡
	/m I	自宅住所)												
	個人 事業主	フリガナ 								生年	Т.	S.	Н.	
	の場合	氏名								月日		年	月	日
	*/·/» ப	電話番号					_			_				
		メールアドレス												

【協力金申請額】

3次

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

受付 番号

申請店舗数 (営業時間短縮実施店舗数) 店舗

店舗 No.	協力金の額	店舗 No.	協力金の額
1	527, 000 円	6	, 000円
2	182, 000 円	7	, 000円
3	<mark>342,</mark> 000 円	8	, 000円
4	, 000円	9	, 000円
5	, 000円	10	, 000円

※店舗ごとに【別紙1:店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】を作成し、協力金の額を記入して下さい。

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名			C									
支店名												
金融機関コード	1	2	3	1	2	3						
預金種目 (いずれかに く)	[☑ 普:	通									
口座番号	0 1 2 3 4 5 6											
フリガナ	カ) ⁻	マルマ	ル									
口座名義	株式:	株式会社〇〇										

(※)金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

店舗ごとに、別紙1を作成してください。また、別紙2~5で

店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

3次

記載例

受付 番号

【店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 1 ※店舗 No. を記載してください

	フリ	ガナ	カガ	ワショ	クド	ウ									
	店舍	甫名	香川	香川食堂											
	正才	生地	₹	〒 7 6 0 - 0 0 0 0 番川県 高松). 郡	
	רולז.	エル	00	町〇丁	目〇	-OC)								
店	フリ	ガナ	カブ												
舗情報	営業許可を 法人名又/3	受けた者の よ氏名(※)	株式	 株式会社○○											
ŦIX	****=	高松市	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0
	営業許可 番号	高松市	営業	美を許	可した	保健原	听名		□東詞	賛 □	中讃	□西	讃 □	小豆	
	留 写	以外													
	営業許可の	〇日	~	4	和△	年△月	△日								
	電話	番号				0 8	7-0	000			1 (午前		·後)		
(<u>X</u>)	※)申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店等営業許可 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										て下さ	. ()		くだ	さい。

通常時(※1) 終了 午前11:00 ~ 午後 2:00 午後 5:00 ~ 午後11:00 午後 5:00 ~ 午後10:30 万要請期間中(5/12~5/31)(※2) 終了

午前11:00 ~ 午後 2:00 午後 5:00 ~ 午後 8:00

午後 5:00 ~ 午後 7:00

(12 時間制(午前・午後)で記入して下さい)

(※1)新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に 短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期間休業」と記入して下さい。

定休日の有無

営業時間

酒類提供時間

(酒類提供「有」の場合)

☑定休日あり

(日曜日)

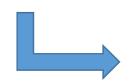
□定休日なし

【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日や再要請前に店休日としていた 日には「定」を記入してください。

なお、通常時の営業時間が午前5時から午後8時末での日には「/」を記入してください。

	SOC MINIOR INCOME OF BONDS CONTINUES OF SERVICE OF SERV													
	令和3年(2021年)5月													
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
0	0	0	0	定	0	0	0	0	0	0	定	0	0	
26	27	28	29	30	31									
水	木	金	土	日	月									
0	0	0	0	定	0									



時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数) (最大 20 日)

17日

別紙2~別紙5の時短協力日数に転記してください

店舗ごとに、別紙1を作成してください。また、別紙2~5で

店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

3次

記載例

受付 番号

【店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 2 ※店舗 No. を記載してください

	フリ	ガナ	サヌ	キショク	ドウ							
	店舎	甫名	讃岐:	讃岐食堂								
	所在地		〒 7	7 6 9	- 0	0 0	0	香川県		さぬき		⊕· 郡
	7717.	Δ Δ 町 Δ 丁目 Δ - Δ Δ										
店	フリ	カブ:	カブシキガイシャマルマル									
舗情報	営業許可を 法人名又/3		株式会社〇〇									
ŦIX	<u>~~~~~~</u>	高松市					_					
	営業許可 番号	高松市	営業	を許可し	た保健	听名		☑東讃 [□中讃	□西讃	□小	豆
	留 写	以外	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	営業許可の		平成〇()年()月	〇日	~	令和/	△年△月	ΔΗ			
	電話	番号			0 8	79-				前・午後	()	
(<u>%</u>)	申請者と名詞	養が異なる場	合、第	3号様式	「飲食」	吉等営:	業許可	で記入し	√ (r a	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	.	ださい。

通常時(※1) 終了 午後 5:00 ~ 午後11:00 午後 5:00 ~ 午後10:30

万要請期間中(5/12~5/31)(※2) 開始 終了 午後 5:00 ~ 午後 8:00

午後 5:00 ~ 午後 7:00

定休日はなく、17日から19日までは店 (12 時間 休日として予め決まっていたが、さら (※1)新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業間 に 24 日から 26 日までは休業した場合

25

火

定

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期間休業」と記入して下さい。

(

定休日の有無

営業時間

酒類提供時間

(酒類提供「有」の場合)

□定休日あり

短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

曜日)

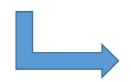
☑定休日なし

【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日や再要請前に店休日としていた 日には「定」を記入してください。

なお、通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの日には「/」を記入してください。

-0.0	01 221111	**************************************	1 6/1-1 [11.7 0 1.7 7	9 J I IX	0 27 07 0	, ,,	100 - 7]	C HO / 1 C				
					令和	13年(2	021年)	5月					
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火
0	0	0	0	0	定	定	定	0	0	0	0	定	定
26	27	28	29	30	31			予約営業:	生の心臓	形能の	温会け	過去の同	神
水	木	金	土	日	月			明の実績					n M.A.
1	0	0	0	0	0								



時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数)

14日

(最大 20 日)

別紙2~別紙5の時短協力日数に転記してください

店舗ごとに、別紙1を作成してください。また、別紙2~5で

店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

3次

記載例

受付 番号

【店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 3 ※店舗 No. を記載してください

	THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP														
	フリ	ガナ	セト	ウチシ	/ョク	ドウ									
	店部	甫名	瀬戸	内食堂	<u> </u>										
	所名	=	7 6	3	– 0	0 0	0	香丿	県		丸氰	e	(・郡	
	77112	다면													
店	フリ	ガナ	カブ	」ブシキガイシャマルマル											
舗情報	営業許可を 法人名又は		株式	会社〇	00										
+IX	₩₩₩	高松市													
	営業許可 番号	高松市	営業	きを許	可した	こ保健原	听名		□東	讃	1中讃	□西	讃 □/	小豆	
	省 万	以外]										
	営業許可0	D有効期限		平成	OO	年〇月	〇日	~	4	∂和△	年△月	△日			
	電話番号 0877-□□- 12時間制(午前・午後) で記入して下さい														
(※)	申請者と名郭	義が異なる場	合、第	3 号		「飲食」	店等営	業許可				- //w	7	くださ	い。

通常時(※1)

営業時間

終了 午後3:00~午後 8:00(火~木)

酒類提供時間

(酒類提供「有」の場合)

午後3:00~午後10:00(金~日)

午後3:00~午後 7:30(火~木)

午後3:00~午後 9:30(金~日)

(12 時

(※1)新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業 短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期

定休日の有無

☑定休日あり

(月曜日)

午後3:00~午後 7:00(金~日) 通常時は、月曜日を定休日とし、火曜日 から木曜日(3日間)は、営業時間を午 後8時まで、金曜日から日曜日(3日 間)は、営業時間を午後10時までと

していた場合

無力要請期間中(5/12~5/31)(※2)

午後3:00~午後 8:00(金~日)

午後3:00~午後 7:00(火~木)

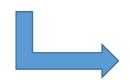
終了 午後3:00~午後 8:00(火~木)

【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日や再要請前に店休日としていた 日には「定」を記入してください。

なお、通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの日には「ノ」を記入してください。

0.0	るの、世帯的の日末的間が「間の時から「反の時をこの日には、)」と記べることにこと。												
	令和3年(2021年)5月												
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
/	/	0	0	0	定	/	/	/	0	0	0	定	/
26	27	28	29	30	31								
水	木	金	土	日	月								
/	/	0	0	0	定								



時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数) (最大 20 日)

9日

別紙2~別紙5の時短協力日数に転記してください

●店舗 No.

3次

記載例

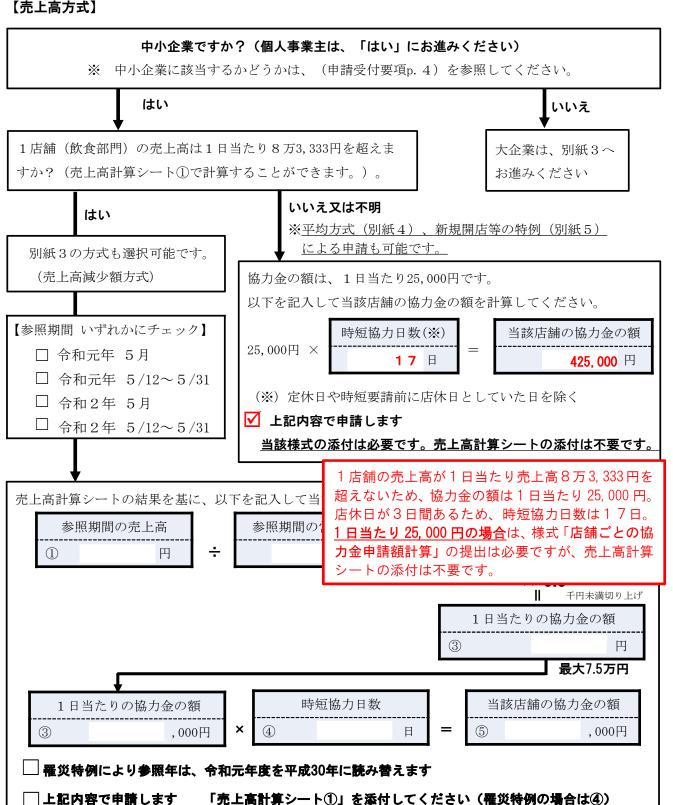
受付 番号

店舗ごとの協力金申請額計算

別紙2

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上 高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。協力金の額等を必ずご確認の上、「上記 内容で申請します」にチェックしてください。

- ※「前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年又は前々年の1店 舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和3年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超 の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。
- ※合併・法人成り・事業承継特例(申請受付要項 p.3)に該当する場合は、別紙6も記入してください。



●店舗 No._1_

3次

記載例

受付 番号

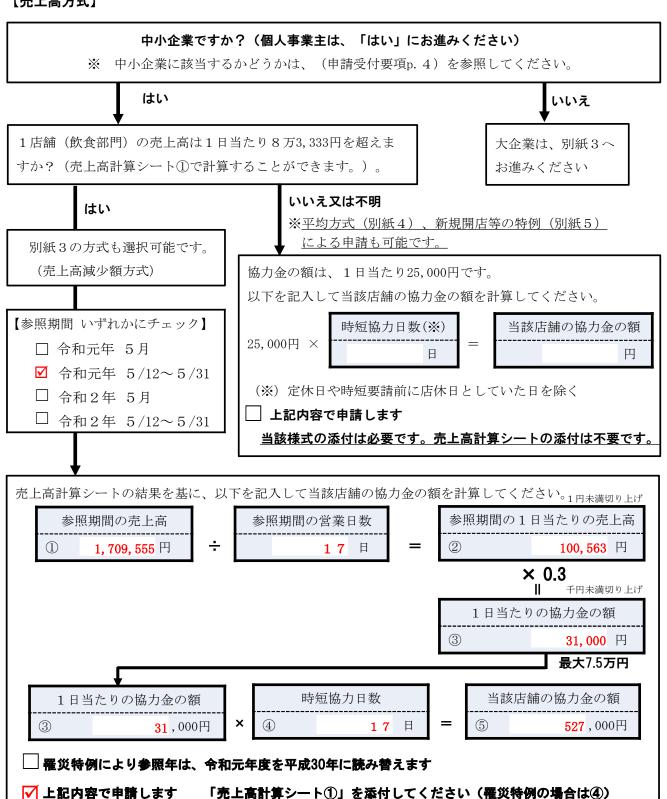
店舗ごとの協力金申請額計算

別紙2

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上 高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。<u>協力金の額等を必ずご確認の上、「上記</u> 内容で申請します」にチェックしてください。

- ※「前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年又は前々年の1店 舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和3年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超 の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。
- ※合併・法人成り・事業承継特例(申請受付要項 p.3)に該当する場合は、別紙6も記入してください。

【売上高方式】



●店舗 No._2_

3次

記載例

受付番号

【売上高減少額方式】

店舗ごとの協力金申請額計算

別紙3

前年、前々年の下記期間(店休日除く)の売上高と今年の同期間(店休日除く)の1日当たりの 売上高を比べた場合、減少していますか。 減少している場合、算出根拠とする期間を1つ選択しチェックしてください。 (参照期間の売上高) (時短要請期間の売上高) □ 令和元年5月の売上高 > 令和3年5月の売上高 □ 令和2年5月の売上高 > 令和3年5月の売上高 ☑ 令和元年5月12日~5月31日の売上高 > 令和3年5月12日~5月31日の売上高 □ 令和2年5月12日~5月31日の売上高 > 令和3年5月12日~5月31日の売上高 **, いいえ** はい 申請できません(中小企業・個人事業主の場合は、 売上高方式で申請してください) 売上高計算シート②-1、②-2の結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。 参照期間の売上高 参照期間の営業日数(※) 参照期間の1日当たりの売上高 1, 270, 555 円 1 17日 **74.739** 円 1円未満切り上げ 時短要請期間の営業日数(※) 時短要請期間の1日当たりの売上高 時短要請期間の売上高 3 14 日 (4) 44,048 円 616,665 円 (※)店休日を除く 参照期間の1日当たりの売上高 時短要請期間の1日当たりの売上高 参照期間から時短要請期間の 1日当たりの売上高減少額 (2) 74,739 円 44,048 円 (4) 30,691 円 0.4 X A【上限額】20万円 Ш B【上限額】参照期間の1日当たり売上高×0.3(下記参照) 千円未満切り上げ 1日当たりの協力金の額 1日当たりの協力金の額 参照期間の1日当たりの売上高 (6) 2 74,739 円 $\times 0.3 = | \mathbb{B} |$ 13,000円 23,000円 千円未満切り上げ 上限額は A20万円又はBのいずれか低い額 上限額を超える場合は上限額としてください。 1日当たりの協力金の額 当該店舗の協力金の額 時短協力日数 × 7 13,000円 182,000円 14 日 ─ 罹災特例により参照年は、令和元年度を平成30年に読み替えます ☑ 上記内容で申請します 「売上高計算シート②-1 および②-2」を添付してください (罹災特例の場合は、⑤-1および⑤-2)

●店舗 No._3_

3次

記載例

受付番号

別紙4

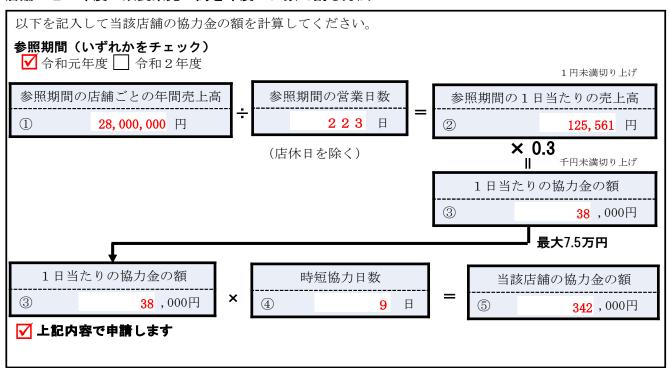
【平均方式(年間売上高による申請)】店舗ごとの協力金申請額計算

※中小企業・個人事業主で、月単位等の売上高を把握することが困難な場合に ご利用ください(大企業は利用できません。)。

事業者全体の飲食業売上高を店舗数で割ることにより事業所単位の飲食業売上高を算出する方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。								
参照期間(いずれか 一令和元年度				_	1円未満切り上げ			
事業者全体の参照其	明間の年間売上高		店舗数		参照期間の店舗ごとの売上高			
①	円	÷	店舗	=	② 円			
				_				

店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で割る方法



●店舗 No.____

3次

記載例

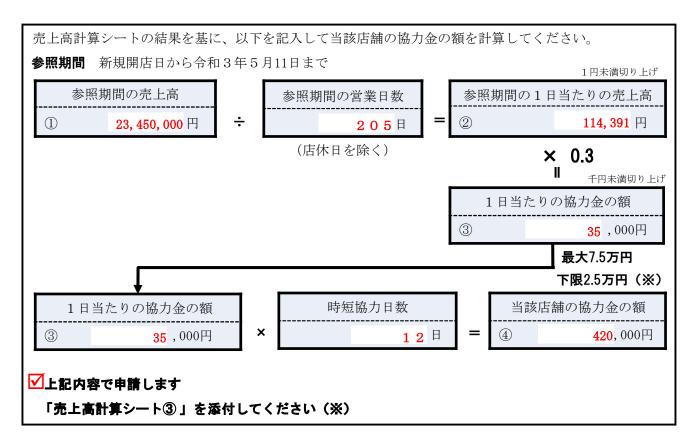
受付番号

【新規開店特例】(申請受付要項 p. 3) 店舗ごとの協力金申請額計算

別紙5

時短要請月(5月)を基準に、開店1年未満の店舗で、参照すべき前年度等の飲食業売上高が存在 しない場合、売上高方式で当該店舗の協力金の額を計算します。

●売上高方式



※ 1日当たりの売上高が8万3,333円(税抜き)以下の場合は、

1日当たりの協力金の額(③)は、2万5,000円となります。

その場合、売上高計算シート③の添付は不要です。

●店舗 No.____

3次

記載例

受付番号

別紙6

合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書

時短要請月の店舗の事業者(以下、申請者という。)と参照期間の事業者(以下、前事業者という。)が異なっているが、合併・法人成り・事業承継により事業の継続性があるため、合併・法人成り・事業承継特例による申請をする場合、下記の項目について記入して下さい。

種別の詳細】該当する種別にチェ	
	ついて記入して下さい。
□【法人成りの場合】⇒ <u>個人事業主</u> に	ついて記入して下さい。
□【事業承継の場合】⇒ <u>先代事業者、</u>	事業承継の理由について記入してください。
法人所在地(個人事業主住所)	高松市OO町OT目O-OO
法人名(法人の場合のみ)	
代表者名(個人事業主氏名)	香川 太郎
発 生 年 月 日	令和元年5月15日
事業承継の理由	
売上高の計算期間について】	
売上高の計算期間について】 前 事 業 者 の 計 算 期 間	
	令和元年 5月 1日 ~ 令和元年 5月 14日 令和元年 5月 15日 ~ 令和元年 5月 31日
前事業者の計算期間	
前事業者の計算期間申請者の計算期間	

第2号様式(第5条関係)

【誓約書】

記載例

受付

香川県営業時間短縮協力金(第3次)の支給を申請するに当たり、下記の 内容について誓約します。

- この申請書様式及び別紙の記載内容は、事実に相違ありません。
- 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。

(参考) 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入 検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- 営業時間短縮協力金を受給している店舗名及び所在地を県が公表することに同意します。
- 申請する店舗全てで営業時間短縮要請期間の開始日(5月12日)より前に1日以上の営業期間があります。
- 支給対象日数には、定休日や再要請前に店休日としていた日は含んでいません。
- 申請する店舗全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の 取組みを行っています。
- 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- 以下の①~⑤の店舗は、申請に含めていません。
- ① 既にこの協力金(第3次)の支給を受けた店舗
- ② 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- ③ 小売りを営業の主体としていると認められる店舗
- ④ 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う 店舗
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

▮ 香川県知事 殿

■ 令和3年6月10日

代表者職名・氏名 代表取移役社長 香川 太郎 【 (申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名してください。) 3号様式(第5条関係)

3次

記載例

受付番号

(※)申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合のみ提出

飲食店等営業許可証に係る申立書

香川県知事 殿					
【対象店舗】(店舗 No)					
(所在地)					
(名 称)					
上記店舗に係る飲食店等営業 いないのは、次の理由のとおり (第3次)の申請を行います。			•		
【理由】					
〈記載例〉 香川花子は平成〇年〇月〇日 (旧)讃岐 花子 →(新) 上記の内容について、証明しま	香川花子	ノて名字が変わり る	ました。		
【申請者(※自署)】		記入日	<u>令和3年</u>	月	日
法人所在地(個人事業主住所)				
法人名(法人の場合のみ)				
代表者名(個人事業主氏名)				
【飲食店等営業許可を受けた	 者(※自署)】				
		記入日	令和3年	月	日
法人所在地(個人事業主住所)		<u>令和3年</u>		
法人所在地(個人事業主住所法人名 (法人の場合のみ		記入日			
)				

【チェックリスト】

3次

記載例

※) 受付番号は協力金事務局が記入します

受付 番号

- ●申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✔を付けてください。
- ●第1次又は第2次の協力金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、(2)、(3)、(4)、(5)等の書類の提出を省略できますので、「省略」欄の口に \checkmark を付けてください。

第1次協力金(4/7~20)を<u>5月20日</u>に
 申請済
 第2次協力金(4/28~5/11)を<u>6月2日</u>に
 申請済 《この場合★印の項目も省略可》

提出	省略	【共通の提出書類】(1)~(9) 計算方式ごとに提出書類が異なります。						
	1	(1)香川県営業時間短縮協力金(第3次)申請書(第1号様式)						
V	_	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。(消せるボールペンは不可)						
V	_	全ての申請対象店舗について <mark>別紙</mark> 及び 売上高計算シート (協力金の単価が2万5千円超						
		の店舗の場合に必要)を作成し、添付している。						
$\overline{\mathbf{V}}$		県が実施している飲食店従業員向け一斉 PCR 検査を受検し、検査結果報告書を受取済の						
		場合は、□に✔を付け、受付 ID を記入している。(検査結果報告書の添付は不要)						
	(2)(個人事業主の場合のみ)本人確認書類の写し							
		本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)に記載の住所と、申請者の現住所が一致している。						
		マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載された ウラ面の写しは添付していない。						
		(3)振込口座の通帳等の写し						
		振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。						
	-	通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。(インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷)						
	(4)食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し ※1次又は2次の協力金申請時と同一店舗で時短要請期間中有効である場合のみ省略が可能です。							
	V	営業許可証の有効期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効である。						
	*	複数店舗の申請をする場合、全店舗についての営業許可証を添付している。						
		(5) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写しを添付している						
☑	【法)	人の場合】						
V	県内	に主たる事務所を有する場合						
	- -	法人税確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)の写し						
		法人事業概況説明書(1頁~2頁)の写し						
	県外	に主たる事務所を有する場合						
		香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し						
		※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」の写し						
	【個/	人事業主の場合】						
	-	「所得税及び復興特別所得税の申告書B(第一表)」の写し						
브		「所得税青色申告決算書(1頁目)」又は「収支内訳書(1頁目)」の写し						
H	1	マイナンバーの部分を全て黒塗りしている。						
\square		開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し (6) 新約書 (第2日様子)						
		(6) 誓約書(第2号様式) 由請者(法人の場合けその代表者) が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した						
1 1 1	. —							

3次

記載例

() 受付番号は協力金事務局が記入します

受付

番号

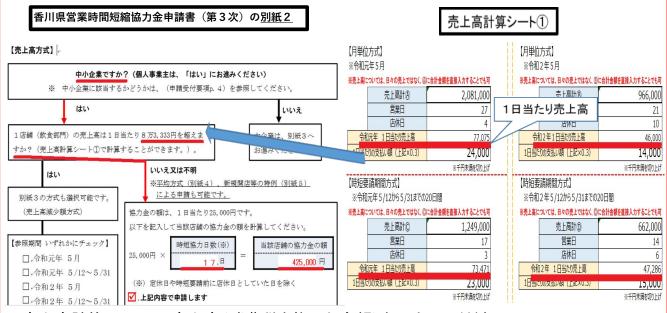
		(7)(該当者のみ)飲食店等営業許可証に係る申立書(第3号様式)
		申請者と営業許可を受けた者の名義が異なる場合に申立書を添付している。
		複数店舗の申請時の場合、名義が異なる各店舗について申立書を添付している。
		(8) 営業時間短縮の実施状況がわかるもの
		通常の営業時間・時間短縮営業の実施期間・短縮後の営業時間を告知するチラシ等を店
	-	舗の入り口等に掲示した状況を写真に収めたもの、店舗のホームページや SNS でお知ら
		せしている内容のスクリーンショット等を添付している。
		(9)施設の外観写真、内観写真
	-	外観の写真は、店舗名、定休日などの店休日が確認できるものを添付している。
\square	_	内観の写真は、営業している事実や感染防止対策の事実が確認できるものを添付している。
☑		申請対象となる施設が複数ある場合はそれぞれの施設の写真を添付している。
		(10)(該当者のみ)合併・法人成り・事業承継の事実が確認できる資料の写し
	_	別紙6(合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書)
Ш	_	合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
	_	法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
	_	事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し
		(11)(該当者のみ)罹災特例の事実が確認できる資料の写し
		市町役場が発行する罹災証明書の写しを添付している。
		(12)(該当者のみ)時短要請月を基準に開店後1年未満である事実が確認できる資料の
		写し
	<u> </u>	開店後1年未満である事実が確認できる資料の写しを添付している。
		又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)超(協力金の バ2万5千円超)の場合の提出書類】(13) ~(14)
$\overline{\mathbf{V}}$		(1)~(12)の提出書類を添付している。
		(13) 店舗の前年又は前々年の飲食部門の売上高が分かる資料の写し
		前年又は前々年の5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択
✓		する場合は、5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できるもの)の写し
	V	上記(前年又は前々年)の売上を申告した確定申告書の写し((5)税務署等に提出し
		た直近の確定申告書の写しと同じものとなる場合は、1部提出で可)
		(14) 店舗の前年又は前々年の休業日が分かる資料の写し
		前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日) オアストログ
		日) を除く場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売 Luff
T a	<u> </u> 表	上帳等の写しでも可) 高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合の提出書類】(15) ~(16)
	<u> </u>	(1)~(14)の提出書類を添付している。
		(15) 店舗の対象月の売上に係る売上帳等の写し
		本年の5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択する場合
V	_	は、5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できるもの)の写し
	1	(16) 店舗の対象月の休業日が分かる資料の写し
		本年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日)を除く
V	_	場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写
		しでも可)

売上高計算シート 記載の手引き

- ●「香川県営業時間短縮協力金(第3次)申請方法フローチャート」または 「香川県営業時間短縮協力金申請書(第3次)の別紙2」を参考にしていただき、 売上高の計算方法を選択してください。
- ●下記を参考にしていただき、使用する売上高計算シートを選択してください。 売上高計算シートの結果を基に、「香川県営業時間短縮協力金申請書(第3次)の 別紙2」以降に数値を記載してください。

		計算方法		計算シート	(参考)申請書別紙
売上高方式		月単位方式 または 時短要請期間方式		1	別紙 2
売上高減少額方式	月単位方式 または	参照期	間	2-1	別紙 3
761上1日/1成 夕 音(7) 1人	時短要請期間方式	時短要請	期間	2-2	کیابورز
新規開店特例		月単位方式		3	別紙 5
安 〈 〈 小土 / 石川	売上高方式	月単位 <i>プ</i> または 時短要請期	ţ.	4	別紙 2
罹災特例	主上京港小苑子子	月単位方式	参照期間	⑤-1	別紙 3
	売上高減少額方式	または 時短要請期間方式	時短要請期間	⑤-2	かれて 3

計算例:中小企業の場合、売上高計算シート①の1日当たり売上高が8万3,333円を超えない場合、協力金の額は1日当たり25,000円になります。



- ●売上高計算シートに、売上高(消費税を抜いた金額)を入力してください。 店休日の場合、「休」の欄には○を記載してください。 なお、売上高は、日々の売上高の入力を省略し、各月計のみ入力することも可能です。
- ●営業時間短縮の要請の対象となる飲食業のみを行っている場合は、店舗ごとに、その 売上高を飲食業売上高として計算します。
- ●営業時間短縮要請の対象とならない事業(テイクアウト、物品販売等)も行っている場合 は、原則として、それらの事業を除外して飲食業売上高を計算します。
- ●月単位方式、時短要請期間方式のいずれの場合も、飲食業売上高を参照する期間に 休業日(定休日や不定休による店休日)があった場合には、その日数を除いて1日当たり の飲食業売上高を計算します。

売上高計算シート①〈売上高方式算出表〉

<売上高方式算出表>【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名:

2019 令和元年(平成31年)

定休日には「休」欄に〇を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

	į	5月
日	休	売上高
1日 (水)		67,000
2日 (木)		70,000
3日 (金)		90,000
4日 (土)		160,000
5日 (日)	0	
6日 (月)		95,000
7日(火)		70,000
8日 (水)		150,000
9日(木)		90,000
10日(金)		90,000
11日 (土)		95,000
12日(日)	0	
13日(月)		90,000
14日(火)		99,000
15日(水)		90,000
16日(木)		95,000
17日(金)		90,000
18日(土)		90,000
19日(日)	0	
20日(月)		95,000
21日(火)		90,000
22日(水)		120,000
23日(木)		90,000
24日(金)		95,000
25日(土)		90,000
26日(日)	0	
27日(月)		90,000
28日(火)		95,000
29日(水)		170,000
30日(木)		95,000
31日(金)		125,555

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和元年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、△に合計金額を直接入力することでも可

	売上高計A	2,686,555
	営業日	27
	店休日	4
令和	ロ元年 1日当たり売上高	99,503
1日当7	たりの支払い額(上記×0.3)	30,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和元年 5/12から 5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、©に合計金額を直接入力することでも可

売上高計©		1,709,555	
	営業日	17	
	店休日	3	
令和元年 1日当たり売上高		100,563	
1日当7	きりの支払い額(上記×0.3)	31,000	
		※千円未満を切り上げ	

令和2年 2020

定休日には「休」欄に〇を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

5月			
B	休	売上高	
1日 (金)		45,000	
2日 (土)	0		
3日 (日)	0		
4日 (月)		45,000	
5日(火)		38,000	
6日 (水)		55,000	
7日(木)		45,000	
8日(金)		38,000	
9日 (土)	0		
10日 (日)	0		
11日 (月)		38,000	
12日(火)		55,000	
13日(水)		45,000	
14日(木)		38,000	
15日(金)		55,000	
16日(土)	0		
17日(日)	0		
18日(月)		38,000	
19日(火)		55,000	
20日(水)		45,000	
21日(木)		38,000	
22日(金)		55,000	
23日 (土)	0		
24日(日)	0		
25日(月)		55,000	
26日(火)		45,000	
27日(水)		38,000	
28日(木)		55,000	
29日(金)		45,000	
30日 (土)	0		
31日(日)	0		

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和2年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、®に合計金額を直接入力することでも可

	売上高計®	966,000
	営業日	21
	店休日	10
令	和2年1日当たり売上高	46,000
1日当たりの支払い額(上記×0.3)		14,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和2年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、①に合計金額を直接入力することでも可

	売上高計®	662,000
	営業日	14
	店休日	6
令和	12年 1日当たり売上高	47,286
1日当7	たりの支払い額(上記×0.3)	15,000

※千円未満を切り上げ

売上高計算シート② - 1 <売上高減少額方式算出表> (記載例)

<売上高減少額方式算出表> 【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名:

2019 令和元年(平成31年)

定休日には「休」欄に〇を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

5月			
日	休	売上高	
1日 (水)		67,000	
2日(木)		70,000	
3日(金)		50,000	
4日 (土)		60,000	
5日 (日)	0		
6日(月)		95,000	
7日(火)		70,000	
8日(水)		50,000	
9日(木)		60,000	
10日(金)		90,000	
11日 (土)		95,000	
12日(日)	0		
13日(月)		50,000	
14日(火)		60,000	
15日(水)		90,000	
16日(木)		95,000	
17日(金)		50,000	
18日(土)		60,000	
19日(日)	0		
20日(月)		95,000	
21日(火)		50,000	
22日(水)		60,000	
23日(木)		90,000	
24日(金)		95,000	
25日(土)		50,000	
26日(日)	0		
27日(月)		90,000	
28日(火)		95,000	
29日(水)		70,000	
30日(木)		45,000	
31日(金)		125,555	

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和元年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、④に合計金額を直接入力することでも可

	売上高計A	1,977,555	İ
	営業日	27	
	店休日	4	
令和元年	■ 参照月 1日当たり売上高	73,243	(ア)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和元年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、©に合計金額を直接入力することでも可

	売上高計©	1,270,555	
	営業日	17	•
	店休日	3	
合和	元年 1日当たり売上高	74 739	(ウ)

※1円未満を切り上げ

2020 令和2年

定休日には「休」欄に〇を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

	į	5月
日	休	売上高
1日(金)		45,000
2日 (土)	0	
3日 (日)	0	
4日(月)		45,000
5日(火)		38,000
6日 (水)		55,000
7日 (木)		45,000
8日(金)		38,000
9日 (土)	0	
10日 (日)	0	
11日(月)		38,000
12日(火)		55,000
13日(水)		45,000
14日(木)		38,000
15日(金)		55,000
16日(土)	0	
17日(日)	0	
18日(月)		38,000
19日(火)		55,000
20日(水)		45,000
21日(木)		38,000
22日(金)		55,000
23日(土)	0	
24日(日)	0	
25日(月)		55,000
26日(火)		45,000
27日(水)		38,000
28日(木)		55,000
29日(金)		45,000
30日(土)	0	
31日(日)	0	

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和2年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、⑧に合計金額を直接入力することでも可

	売上高計®	966,000	
	営業日	21	
	店休日	10	
令和2年	三 参照月 1日当たり売上高	46,000	(1)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和2年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、①に合計金額を直接入力することでも可

	売上高計®	662,000
	営業日	14
	店休日	6
合和	2年 1日当たり売上高	47 286

※1円未満を切り上げ

売上高計算シート② - 2 <売上高減少額方式算出表> (記載例)

<売上高減少額方式算出表>【時間短縮要請期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名:

2021 令和3年

5月			
日	休	売上高	
1日 (土)	0		
2日 (日)	0		
3日(月)		45,000	
4日(火)		38,000	
5日(水)		34,000	
6日 (木)		32,000	
7日(金)		38,000	
8日 (土)	0		
9日 (日)	0		
10日(月)		38,000	
11日(火)		55,000	
12日(水)		27,888	
13日(木)		65,000	
14日(金)		55,000	
15日(土)	0		
16日(日)	0		
17日(月)		55,000	
18日(火)		45,000	
19日(水)		45,000	
20日(木)		45,000	
21日(金)		45,000	
22日(土)	0		
23日(日)	0		
24日(月)		45,777	
25日(火)		38,000	
26日(水)		38,000	
27日(木)		38,000	
28日(金)		38,000	
29日(土)	0		
30日(日)	0		
31日(月)		36,000	

73,243 ①(参照)月単位方式 令和元年5月(ア) 時短要請期間 令和3年5月(オ) 42,699 ((ア) - (オ)) × 0.4 (千円未満切り上げ) 13,000 ② (参照) 月単位方式 令和2年5月(イ) 46,000 42,699 時短要請期間 令和3年5月(オ) ((イ) - (オ)) × 0.4 (千円未満切り上げ) 2,000 ③(参照)時短要請期間方式 令和元年5/12~5/31(ウ) 74,739 44,048 時短要請期間 令和3年5/12~5/31(力) ((ウ) - (カ)) × 0.4 (千円未満切り上げ) 13,000 ④ (参照) 時短要請期間方式 令和2年5/12~5/31 (工) 47,286 時短要請期間 令和3年5/12~5/31(力) 44,048 ((エ) - (カ)) × 0.4 (千円未満切り上げ) 2,000

最も高い金額にチェック

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和3年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、④に合計金額を直接入力することでも可

	売上高計®	896,665	
	営業日	21	'
	店休日	10	
令和	13年 1日当たり売上高	42,699	(オ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和3年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、®に合計金額を直接入力することでも可

	売上計®	616,665	
	営業日	14	·
	店休日	6	
令和	13年 1日当たり売上高	44,048	(カ)

※1円未満を切り上げ

上限額

選択方式

下記Bの最も高い金額が、200,000円を上回る場合にチェック

A 上限額 (定額) 200,000

	最も高い	ハ金額にチェック
В	①(参照)月単位方式 令和元年5月(ア)	73,243
	上記 × 0.3	22,000
	②(参照)月単位方式 令和2年5月(イ)	46,000
	上記 × 0.3	14,000
	③(参照)時短要請期間方式 令和元年5/12~5/31(ウ)	74,739
	上記 × 0.3	23,000
	④ (参照) 時短要請期間方式 令和 2 年5/12~5/31 (I)	47,286
	上記 × 0.3	15,000

【罹災特例】 売上高計算シート④ <売上高方式算出表> (記載例)

<売上高方式算出表>【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表 【罹災特例】

2018 平成30年

5月			
B	休	売上高	
1日 (火)		67,000	
2日 (水)		70,000	
3日 (木)		90,000	
4日(金)		160,000	
5日 (土)	0		
6日 (日)		95,000	
7日(月)		70,000	
8日 (火)		150,000	
9日 (水)		90,000	
10日 (木)		90,000	
11日(金)		95,000	
12日(土)	0		
13日 (日)		90,000	
14日(月)		99,000	
15日(火)		90,000	
16日(水)		95,000	
17日(木)		90,000	
18日(金)		90,000	
19日(土)	0		
20日 (日)		95,000	
21日(月)		90,000	
22日(火)		120,000	
23日(水)		90,000	
24日(木)		95,000	
25日(金)		90,000	
26日 (土)	0		
27日(日)		90,000	
28日(月)		95,000	
29日(火)		170,000	
30日(水)		95,000	
31日(木)		125,555	

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※平成30年5月

	· · · · · ·	
	売上高計	2,686,555
	営業日	27
	店休日	4
平成	30年 1日当たり売上高	99,503
上記	記 × 0.3 = 支給額	30,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※平成30年5/12から5/31までの20日間

	売上高計	1,709,555
	営業日	17
	店休日	3
平成30年 1日当たり売上高		100,563
上記 × 0.3 = 支給額		31,000

※千円未満を切り上げ

店舗名:

【罹災特例】売上高計算シート⑤ – 1 <売上高減少額方式算出表> (記載例)

<売上高減少額方式算出表> 【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表 【罹災特例】

2018 平成30年

5月			
日	休	売上高	
1日 (火)		67,000	
2日(水)		70,000	
3日 (木)		90,000	
4日(金)		160,000	
5日 (土)	0		
6日 (日)		95,000	
7日(月)		70,000	
8日(火)		150,000	
9日(水)		90,000	
10日(木)		90,000	
11日(金)		95,000	
12日(土)	0		
13日(日)		90,000	
14日(月)		99,000	
15日(火)		90,000	
16日(水)		95,000	
17日(木)		90,000	
18日(金)		90,000	
19日(土)	0		
20日(日)		95,000	
21日(月)		90,000	
22日(火)		120,000	
23日(水)		90,000	
24日(木)		95,000	
25日(金)		90,000	
26日(土)	0		
27日(日)		90,000	
28日(月)		95,000	
29日(火)		170,000	
30日(水)		95,000	
31日 (木)		125,555	

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※平成30年5月

	2,686,555	売上高計	
	27	営業日	
	4	店休日	
(ア)	99,503	以30年 1日当たり売上高	平成

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※平成30年5/12から5/31までの20日間

	売上高計	1,709,555
	営業日	17
	店休日	3
平成	30年 1日当たり売上高	100,563

※1円未満を切り上げ

店舗名:

(1)

【罹災特例】 売上高計算シート⑤ – 2 <売上高減少額方式算出表> (記載例)

<売上高減少額方式算出表>【時間短縮要請期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表 【罹災特例】

2021 令和3年

5月			
日	休	売上高	
1日 (土)	0		
2日 (日)	0		
3日(月)		45,000	
4日(火)		38,000	
5日(水)		34,000	
6日 (木)		32,000	
7日(金)		38,000	
8日 (土)	0		
9日 (日)	0		
10日(月)		38,000	
11日(火)		55,000	
12日(水)		27,888	
13日(木)		65,000	
14日(金)		55,000	
15日(土)	0		
16日(日)	0		
17日(月)		55,000	
18日(火)		45,000	
19日(水)		45,000	
20日(木)		45,000	
21日(金)		45,000	
22日(土)	0		
23日(日)	0		
24日(月)		45,777	
25日(火)		38,000	
26日(水)		38,000	
27日(木)		38,000	
28日(金)		38,000	
29日(土)	0		
30日 (日)	0		
31日(月)		36,000	

店舗名:

選択方式 最も高い	ハ金額にチェ	ック
①(参照)月単位方式 平成30年5月(ア)	99,503	
時短要請期間 令和3年5月(ウ)	42,699	
(ア) - (ウ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	23,000	
② (参照) 時短要請期間方式 平成30年5/12~5/31 (イ)	100,563	
時短要請期間 令和3年5/12~5/31(エ)	44,048	
(イ) - (エ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	23,000	

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和3年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、例に合計金額を直接入力することでも可

	売上高計®	896,665	
	営業日	21	
	店休日	10	
令和	13年 1日当たり売上高	42,699	(ウ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和3年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、®に合計金額を直接入力することでも可

	売上計®	616,665	
	営業日	14	
	店休日	6	
令和	13年 1日当たり売上高	44,048	(I

I) ※1円未満を切り上げ

上限額

下記Bの最も高い金額が、200,000円を上回る場合にチェック

A 上限額 (定額) 200,000

最も高い金額にチェック		ック
B ①(参照)月単位方式 平成30年5月(ア)	99,503	
上記 × 0.3	30,000	
②(参照)時短要請期間方式 平成30年5/12~5/31(イ)	100,563	1
上記 × 0.3	31,000	